

## 募集要項等の改定の概要について

### 1. 改定の趣旨

今回の改訂は、書類審査のみで実施してきたこれまでの審査方法に対する審査委員会の指摘を踏まえて、新たに「候補ルート登録後の現地視察」を追加し、地域活動の熱意や熟度、地域資源の優位性をより評価できる内容としたものである。

また、本格実施3年を経過したことから、募集要項、審査方針等について透明性・公平性の観点から見直しを実施し適正化を図った。

### 2. 主な改定概要

#### (1) 審査方針（案）

- ・ 候補ルート登録後に、景観資源及び地域資源の優位性の確認のため現地視察を追加する。

#### (2) 募集要項（案）

- ・ 指定時期について、現地視察の実施等を考慮し、随時を改め毎年5月上旬とする。（※同年3月上旬までの提案分）
- ・ シーニックバイウェイルートの指定を受けようとするルートについて、基本的にシーニックバイウェイ候補ルートの登録を行っているルートを対象とする。
- ・ シーニックバイウェイルートの必要書類について、候補ルート登録時における附帯意見の対応表を追加する。

# シーニックバイウェイルートへの指定フロー

※ルート指定は基本的に候補ルートの登録が対象

候補ルートの登録

審査委員・現地視察

- ・景観資源及び地域資源の優位性の確認
- ・ルート運営活動計画作成に関する意見交換

ルート運営活動計画の提案

※3月上旬まで提案

【必要書類】

- ①提案書
- ②ルート運営活動計画
- ③対象市町村長の意見
- ④候補ルート登録時における付帯意見の対応表

審査委員会による審査

推進協議会構成機関への意見照会

推進協議会によるルート指定

※概ね5月上旬

## シーニックバイウエイルート 募集要項 (案)

シーニックバイウエイ北海道推進協議会では、北海道固有の景観、自然、歴史、文化、レクリエーション資源等地域資源を最大限活用し、競争力のある美しく個性的な北海道を実現することを目的として、地域発案の下、地域住民等と行政が連携し、地域資源の保全・改善による「美しい景観づくり」、「活力ある地域づくり」、「魅力ある観光空間づくり」を行う「シーニックバイウエイ北海道」に積極的に取り組むルートの提案を募集します。

### ●募集の概要

- ①募集主体：シーニックバイウエイ北海道推進協議会
- ②募集対象地域：北海道全域
- ③募集期間：平成 17 年 3 月 11 日から随時受付
- ④指定時期：毎年 5 月上旬（※同年の 3 月上旬までの提案分について）

### ●応募条件

#### (1) 提案者の対象

シーニックバイウエイ北海道の趣旨に賛同し、北海道内の任意の地域において景観その他の地域資源の保全・改善等に資する活動を行う複数の団体で構成される組織（代表者名にて提案）が対象です。ただし、特定の政治的及び宗教的信条に基づく活動を行う団体並びに暴力団その他の反社会的活動を行う団体を除きます。

#### (2) 提案ルートの種類

##### ①シーニックバイウエイルート

シーニックバイウエイ北海道推進協議会からシーニックバイウエイルートの指定を受けようとするルート（※基本的にシーニックバイウエイ候補ルートの登録を行っているルートが対象）

##### ②シーニックバイウエイ候補ルート

シーニックバイウエイ北海道推進協議会からシーニックバイウエイルートの指定を受けることを前提として、今後、ルート運営活動計画の策定など積極的な活動を行っていかうとするルート

### ●シーニックバイウエイルートの提案にあたっての準備

#### (1) シーニックバイウエイルート

##### 1) 必要書類

- ①提案書（別添様式を参照）
- ②ルート運営活動計画
- ③対象市町村長の意見
- ④候補ルート登録時における付帯意見の対応表

## 2) ルート運営計画の記載事項

ルート運営活動計画には、以下の事項が記載されている必要があります。

- ①当該ルートの地理的範囲に関する事項
- ②当該ルートの愛称に関する事項
- ③当該ルートの特性と課題に関する事項／当該ルートの特性と課題について、他地域に比して優れた景観資源などが明記されているか。また、活性化に関する資源が整理されているか。
- ④当該ルートにおける活動団体が行う活動の現状に関する事項／当該ルートにおける活動の現状について、活動団体と活動状況がタイプ分類され、ルート運営のための活動実績等が明示されているか。
- ⑤当該ルートの基本方針に関する事項／ルートの基本方針について、大切にすべきイメージなどを含めて方針が整理されているか。
- ⑥当該ルートにおいて活動団体がこれから行おうとする活動に関する事項／当該ルート運営に関する事項について、活動プログラムおよびルート景観形成や地域資源の調査・保全・活用のための活動が明記されているか。

## (2) シーニックバイウェイ候補ルート

### 1) 必要書類

- ①提案書（別添様式を参照）
- ②ルート運営活動計画の骨子

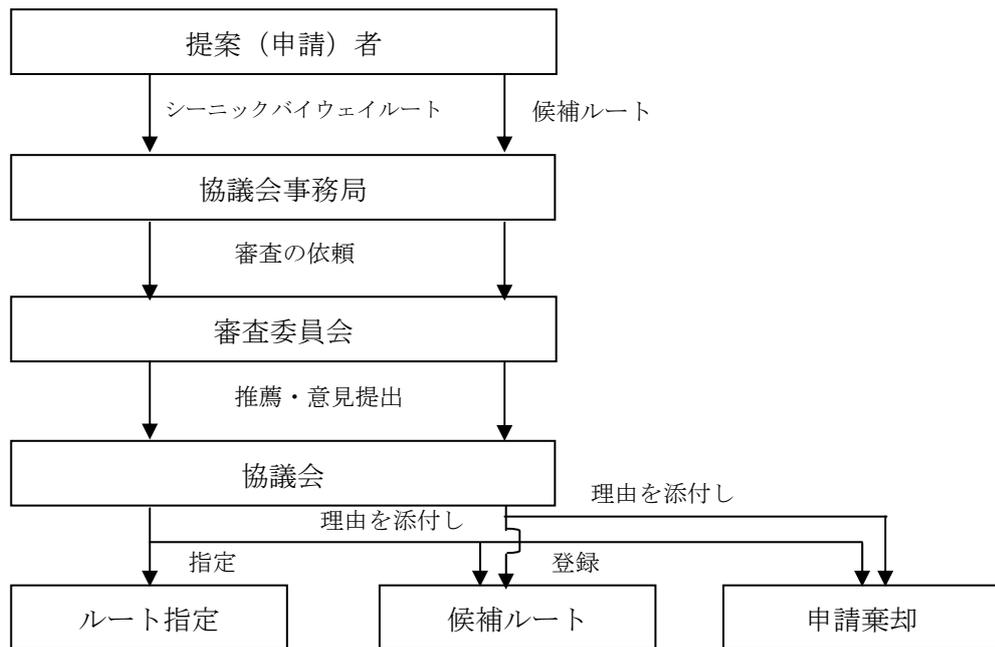
### 2) ルート運営計画の骨子の記載事項

ルート運営活動計画には、以下の事項が記載されている必要があります。

- ①当該ルートの地理的範囲に関する事項
- ②当該ルートの愛称に関する事項
- ③当該ルートの特性と課題に関する事項／当該ルートの特性と課題が、他地域に比して優れた景観資源などが明記されているか。また、活性化に関する資源が整理されているか。
- ④当該ルートにおける活動団体が行う活動の現状に関する事項／当該ルートにおける活動の現状について、活動団体と活動状況がタイプ分類され、ルート運営のための活動実績等が明示されているか。
- ⑤当該ルートの基本方針に関する事項／ルートの基本方針について、大切にすべきイメージなどを含めて方針が整理されているか。
- ⑥当該ルートにおいて活動団体がこれから行おうとする活動に関する事項／当該ルート運営に関する事項について、活動プログラムおよびルート景観形成や地域資源の調査・保全・活用のための活動が明記されているか。
- ⑦シーニックバイウェイルート申請に向けた今後の取り組みについて記載されているか。

## ●提案（申請）から指定までの流れについて

- ①提案（申請）者は、応募条件にそって提案書に必要事項を記入の上、協議会に提案書および必要書類を提出してください。特に、シーニックバイウエイルートへの提案（申請）については、基本的にシーニックバイウエイ候補ルートに登録されているルートが対象となっていますので注意して下さい。
- ②協議会事務局は、提案書および必要書類について必要な記載がなされているか確認の上、審査委員会に推薦の可否について審査を依頼します。
- ③協議会は、審査委員会からの意見を踏まえて、シーニックバイウエイルートの指定および候補ルートの登録の是非を協議し、シーニックバイウエイルートの指定、候補ルートの登録、提案棄却のいずれかの結果を公表します。候補ルートおよび提案棄却の場合には、その理由も公表します。



## ●シーニックバイウエイルートに指定後のメリット

### (1) シーニックバイウエイルート

対象となる地域においてルート運営行政連絡会議が組織され、行政と連携した活動が速やかに実施することができます。

### (2) シーニックバイウエイ候補ルート

ルート運営活動計画の骨子に記載された今後の取り組みに応じて各関係行政機関の支援が得られ、ルート運営活動計画の熟度を高めることができます。

## ●シーニックバイウエイルートおよびシーニックバイウエイ候補ルートについて

シーニックバイウエイルートの提案方法には2種類ありますので、それぞれの違いは、下表をご参考にしてください。

ルート種別	シーニックバイウエイルート	シーニックバイウエイ候補ルート
手続き	協議会に提案された後、審査委員会の意見を聴き、協議会がシーニックバイウエイルートの指定を行います。	協議会に提案された後、審査委員会の意見を聴き、協議会がシーニックバイウエイ候補ルートの登録を行います。
準備する書類	①提案書 ②ルート運営活動計画 ③市町村長意見 ④候補ルート登録時における付帯意見の対応表	①提案書 ②ルート運営活動計画の骨子 ※シーニックバイウエイルート指定に向けた取り組みの記載が必要
メリット	・行政と連携した活動が速やかに実施できる	・各関係行政機関の支援が得られルート運営活動計画の熟度を高めることができる

## ●活動の一例（主として地域住民のみなさんが行う活動）

本制度の趣旨に合致する事業なら何でも結構です。地域の個性を活かした活動を期待しますが、例えば以下のようなものが考えられます。

- ・道路の沿道での花植えや清掃活動など美化活動
  - ・景観調査などの実施と、それに基づく不要看板の撤去など沿道景観の改善活動
  - ・地域情報のホームページへの掲載や独自の出版事業など観光地づくりの活動
  - ・観光地における語学教育やホスピタリティの育成など人づくりの活動
- などの活動が行われてきました。

詳しくは、下記ホームページをご覧ください。

◇「シーニックバイウエイ北海道推進協議会」HP

<http://www.hkd.mlit.go.jp/sbh/>

◇有限責任中間法人シーニックバイウエイ支援センターHP

<http://www.scenicbyway.jp/>

## ●お問い合わせおよびお申し込み先

シーニックバイウエイ北海道推進協議会事務局

〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎 代表電話 011-709-2311

国土交通省北海道開発局開発監理部開発調整課 調査専門官 桑山 秀也（内線 5475）

建設部道路計画課 開発専門官 加納 民雄（内線 5357）

## シーニックバイウエイルート提案書

平成 年 月 日

シーニックバイウエイ北海道推進協議会長 殿

\*\*\*シーニックバイウエイ代表者会議  
代表 \*\*\* \*\* 印

以下のとおり、シーニックバイウエイルートの提案を行います。

## 記

代表者名		
代表者の所属		
代表者の住所		
代表者の連絡先	電話	F A X
担当者名*		
担当者の所属*		
担当者の住所*		
担当者の連絡先*	電話	F A X
ルート名		
構成団体数	団体	
関係市町村名  ※ルート運営活動計画とは別に、基幹となるルートが明示された参考図(様式1-2)を添付してください。	計 ( ) 市町村	
提案の種類	<input type="checkbox"/> シーニックバイウエイルート	<input type="checkbox"/> シーニックバイウエイ候補ルート
必要書類	<input type="checkbox"/> ルート運営活動計画 <input type="checkbox"/> 関係市町村長の意見 <input type="checkbox"/> 候補ルート登録時における付帯意見の対応表	<input type="checkbox"/> ルート運営活動計画の骨子
備考		

※代表者以外が連絡窓口となる場合には、担当者名の氏名・住所・連絡先もご記入ください。

以 上

# シーニックバイウェイ候補ルート登録時における付帯意見の対応表

候補ルート名： \_\_\_\_\_

候補ルート登録時における付帯意見	付帯意見に対する対応

## シーニックバイウエイルート 審査方針（案）

### 1. ルート指定等の基本方針（シーニックバイウェイ北海道の基本方針 3-（1））

ルート指定はシーニックバイウェイ北海道のブランド形成を図るための出発点であり、そのため、ルート指定にあたっては、特に以下のような点に留意する。

#### ①シーニックバイウエイルート

シーニックバイウェイが魅力ある観光周遊ルートとなるために、選択性の高い広域周遊ネットワークの形成が必要である。そのため、北海道内の各地域において、それぞれの特徴ある地域資源の保全・改善を行い、全域におけるルートの体系的配置を推進する。

#### ②シーニックバイウェイ候補ルート

持続的なルート運営を図るためには、地域の熱意が不可欠である。初期段階として登録するなど、ルート指定に向けた積極的な取り組みを推進する。

### 2. ルート指定又は候補ルート登録のための必要書類

#### （1）シーニックバイウエイルート

- ①シーニックバイウエイルート提案書
- ②ルート運営活動計画
- ③ルート運営活動計画に対する対象市町村長の意見
- ④シーニックバイウェイ候補ルート登録時における付帯意見の対応表

#### （2）シーニックバイウェイ候補ルート

- ①シーニックバイウエイルート提案書
- ②ルート運営活動計画書の骨子

### 3. ルート指定の審査方針

#### ①目的に対する合理性の確保

ルート指定の目的を達するために、審査の観点を定める。

#### ②審査における公平性の確保

審査においては、公平性の確保に努める。

#### ③手続きにおける透明性の確保

ルート指定手続きにおける申請から指定までの透明性を確保することに努める。特に、公募方法、審査結果については、適切な手段により情報提供、公開を行う。

### 4. ルート指定の審査基準

#### （1）指定書類の確認

必要書類の提出については、協議会事務局が確認を行う。

- ①シーニックバイウエイルート提案書
- ②ルート運営活動計画又はルート運営活動計画書の骨子
- ③ルート運営活動計画に対する対象市町村の意見（候補ルートについては添付なし）
- ④シーニックバイウェイ候補ルート登録時における付帯意見の対応表（候補ルートについては添付なし）

## (2) ルート運営活動計画記載事項の確認（シーニックバイウェイルート募集要項による）

シーニックバイウェイ北海道実施要綱に基づき、以下の項目について審査を行う。

- ①当該ルートの地理的範囲に関する事項
- ②当該ルートの愛称に関する事項
- ③当該ルートの特性と課題に関する事項／当該ルートの特性と課題が、他地域に比して優れた景観資源などが明記されているか。また、活性化に関する資源が整理されているか。
- ④当該ルートにおける活動団体が行う活動の現状に関する事項／当該ルートにおける活動の現状について、活動団体と活動状況がタイプ分類され、ルート運営のための活動実績等が明示されているか。
- ⑤当該ルートの基本方針に関する事項／ルートの基本方針について、大切にすべきイメージなどを含めて方針が整理されているか。
- ⑥当該ルートにおいて活動団体がこれから行おうとする活動に関する事項／当該ルート運営に関する事項について、活動プログラムおよびルート景観形成や地域資源の調査・保全・活用のための活動が明記されているか。

## (3) ルート運営活動計画の要件について（シーニックバイウェイ北海道実施要綱による）

- ①当該ルートが優れた景観資源（潜在的資源を含む。）を有し、かつ、当該ルートにおける景観以外の地域資源のうち自然資源、歴史資源、文化資源又はレクリエーション資源のいずれかひとつ（潜在的資源を含む。）について優位性が認められること
- ②提出されたルート運営活動計画を活動団体が主導的に推進しようとしていること
- ③地域住民等と行政が一体となって景観をはじめとする地域の魅力向上に取り組んでいくことができること
- ④ルート運営活動計画の推進を通じ、当該ルートにおける景観の質の向上、当該ルートのブランド化及び当該ルートが存在する地域の活性化が見込まれること

## 5. 審査方法

- ①審査委員各々が、評価シートにより評価および推薦の可否を判断  
※推薦の可否に係わる審査委員会は開催しない
- ②協議会事務局が推薦結果とりまとめ、協議会により指定の可否を決定

## 6. その他

候補ルート登録後に、景観資源及び地域資源の優位性の確認のため現地視察を実施する。

◇参考資料:評価シートの記載事項

(シーニックバイウェイルート)

- § 審査の視点1 優れた景観資源の有無および地域資源の優位性について
- § 審査の視点2 活動団体によるルート運営活動計画の主導的な推進について
- § 審査の視点3 地域住民等と行政が一体となった地域の魅力向上の取り組みについて
- § 審査の視点4 景観の質の向上、ルートのブランド化、地域の活性化について
- § シーニックバイウェイルート指定の推薦の可否について

(シーニックバイウェイ候補ルート)

- § 審査の視点1 優れた景観資源の有無および地域資源の優位性について
- § 審査の視点2 ルート運営活動計画の策定にむけた対象地域および関係団体、行政との合意形成について
- § シーニックバイウェイ候補ルート登録の推薦の可否について

評価シートにおける記載事項と要件の対応

ルート運営活動計画記載事項	ルート運営活動計画の要件
①当該ルートの地理的範囲に関する事項	(範囲ルートが適切か)
②当該ルートの愛称に関する事項	(対象地域の愛称として適切か)
③当該ルートの特性と課題に関する事項/当該ルートの特性と課題が、他地域に比して優れた景観資源などが明記されているか。また、活性化に関する資源が整理されているか。	①当該ルートが優れた景観資源(潜在的資源を含む。)を有し、かつ、当該ルートにおける景観以外の地域資源のうち自然資源、歴史資源、文化資源又はレクリエーション資源のいずれかひとつ(潜在的資源を含む。)について優位性が認められること
④当該ルートにおける活動団体が行う活動の現状に関する事項/当該ルートにおける活動の現状について、活動団体と活動状況がタイプ分類され、ルート運営のための活動実績等が明示されているか。	②提出されたルート運営活動計画を活動団体が主導的に推進しようとしていること
⑤当該ルートの基本方針に関する事項/ルートの基本方針について、大切にすべきイメージなどを含めて方針が整理されているか。 ⑥当該ルートにおいて活動団体がこれから行おうとする活動に関する事項/当該ルート運営に関する事項について、活動プログラムおよびルート景観形成や地域資源の調査・保全・活用のための活動が明記されているか。	④ルート運営活動計画の推進を通じ、当該ルートにおける景観の質の向上、当該ルートのブランド化及び当該ルートが存在する地域の活性化が見込まれること
(シーニックバイウェイルートは自治体長からの意見照会回答を、シーニックバイウェイ候補ルートは今後の取り組みを参考)	③地域住民等と行政が一体となって景観をはじめとする地域の魅力向上に取り組んでいくことができること